



給付金のお知らせ

★住民税均等割のみ課税世帯特別給付金 (1世帯当たり10万円)

○対象

令和5年12月1日基準日時点で砂川市に住民登録がある世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・世帯全員が「令和5年度分住民税均等割のみ課税」の世帯
- ・「令和5年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和5年度住民税が非課税」の方で構成される世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外。

○申請・支給方法

申請手続きは原則不要です。市が対象者へ振込先口座などを確認するための通知書を順次郵送します。通知書の発送からおおむね2週間後に振り込みます。

☎社会福祉係Tel 74-8103

○その他

通知を受けた方のうち、**次のいずれかに該当する方は届出書の提出が必要です。**届出書は市ホームページからダウンロードできるほか、社会福祉課(1階13番窓口)にて配付します。

- 受給を辞退する方
- 口座を変更・登録する方
- 世帯員全員が住民税課税者の扶養親族となっている方

★子育て世帯子ども加算特別給付金 (児童1人当たり5万円)

○対象

左記の対象に該当する世帯もしくは住民税非課税世帯で、18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯

○申請・支給方法

申請手続きは原則不要です。住民税均等割のみ課税世帯へは左記の給付金の通知書郵送時に併せて通知します。住民税非課税世帯へは別途通知します。通知書の発送からおおむね2週間後に振り込みます。

※次の方は申請が必要となりますので、下記へお問い合わせください。

- ・学校の寮で生活している場合など、令和5年12月1日時点で住民票上の同一世帯にない児童
- ・令和5年12月2日以降に生まれた児童

☎子育て支援係Tel 74-8369

令和6年度 ふれあいセンター 講座受講生募集

- 期間 令和6年4月～同7年3月
- ところ ふれあいセンター
- 対象 おおむね60歳以上の市民
- 料金 初めて受講する方は無料。前年度と同じ講座を再受講する方はサークル会員と同じ扱いとなりますので、入館料100円がかかります。
※陶芸講座は別途材料費が必要です。
- 申込 3月15日(金)までにふれあいセンターへ申請書を提出
※右記QRコードからも申し込み可。

☎ふれあいセンターTel 52-2000



講座名	期間	時間	定員	講師
健康体操	月2回・火曜日(4～12月) 月1回・火曜日(1～3月)	10:00～11:30	30人	土田 雅子氏
太極拳	月2回・木曜日(4～12月)	10:00～11:15		矢野 美恵氏
フォークダンス・ストレッチ体操	月2回・水曜日	13:00～15:00		榎野 悦子氏
リズムウォーキング	月2回・木曜日	13:30～14:30		佐藤 敬司氏
社交ダンス	月2回・金曜日(4～12月) 月1回・金曜日(1～3月)	10:00～12:00	20人	崎野 幸一氏
陶芸	毎週火曜日		10人	清水 裕幸氏